

平成 25 年度第 21 回職員分限懲戒部会 会議要旨

1 日時

平成 26 年 2 月 21 日 14 時～14 時 50 分

2 場所

大阪市役所 4 階 総務局内会議室

3 出席者

松浦委員長、井筒委員、土肥委員

(事務局：人事室人事課)

野田係長、金田係長、服部係員

(交通局事業管理本部職員部労務課)

澤田課長代理、西原担当係長

(水道局総務部職員課)

松永課長代理、坂元係長

4 議題

2 月 27 日及び 28 日発令予定の処分に関する要否及び量定の妥当性について

5 議事要旨

以下の事案の処分の要否および量定の妥当性の検討を行った。

- (1)交通局職員の喫煙、シートベルト着用義務違反及び市バス運転中の携帯電話使用事案
- (2)環境局職員の喫煙事案
- (3)東住吉区役所職員の喫煙事案
- (4)環境局職員の器物損壊・名誉棄損事案
- (5)都市整備局職員の兼業事案
- (6)大正区役所職員の傷害事案
- (7)港区役所職員の職場離脱・職務専念義務違反事案
- (8)港湾局職員の不適正な事務事案
- (9)その他

【問い合わせ先】

人事室人事課

電話：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

メールアドレス：ba0008@city.osaka.lg.jp